

短時間でできる

校内研修

いじめに関する理解を深めよう!



令和3年7月

群馬県教育委員会

校内研修を実施するに当たって

群馬県いじめ問題等対策委員会からの提言では、いじめ防止や自死防止に関する教職員の意識や知見を高めることや、学校における組織的な対応の徹底などが求められています。

こうした中、各学校が校内研修を積極的に実施して、教職員の資質をより向上させ、学校としての対応力を高めることができるよう、本資料を作成しました。

本資料の活用については、例えば、まず「研修編」に取り組み、その後、管理職や生徒指導主事（担当）等が、「解答編」を踏まえて解説するなどの方法が考えられます。また、全ページを一度に実施しようとするると多くの時間が必要ですが、1ページごとに別日程で実施すれば、短時間で行うことができます。下記の活用例を参考として、実施方法等を工夫してください。

令和3年7月
群馬県教育委員会

【活用例】

- ① 職員会議の前後等に「学校いじめ対策組織」が主催する校内研修として10分程度を確保する。
- ② 「研修編」の1テーマ（1ページ）を印刷して教職員に配布し、5～6分程度で取り組む。
- ③ 「解答編」を参考に、管理職又は生徒指導主事等が、3～4分程度で解説する。

※ 上記の内容を6回に分けて実施し、終了したら確認の意味でもう一度実施する（繰り返し実施することにより、知識の定着といじめの問題に対する意識の更なる向上を目指す。）。

<本資料に関する連絡先>

群馬県教育委員会事務局 高校教育課 生徒指導係
〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-4642（係直通）

Fax：027-243-7759

いじめの定義

○ いじめ防止対策推進法の第2条に「定義」が示されています。内容を確認しましょう。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった**児童等が心身の苦痛を感じている**ものをいう。



※ 以下の内容を確認し、（ ）内に適切な語句を記入しましょう。

「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係にあることを指す。

「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか金品をたかられたり隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。**けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、学校いじめ対策組織で認知した上で、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、対応方針を組織的に決定する**ものとする。

いじめの定義に関する4要素

- （1）行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も（①_____）である。
- （2）AとBの間に一定の（②_____）が存在する。
- （3）AがBに対して（③_____）的又は（④_____）的な影響を与える行為をした。
- （4）当該行為の対象となったBが（⑤_____）を感じている。

具体的ないじめの態様の例

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる など

まとめ

○ 次のうち、学校いじめ対策組織により「いじめ」として認知し、組織的に対応しなければならない事例全てに「○」を付けましょう。

ア Aさんが、学校帰りに見知らぬ大学生から金銭を要求され、苦痛を感じた。

イ Aさんが、塾帰りに同じ塾に通う他校の生徒から金銭を要求され、苦痛を感じた。

ウ 誰か分からない人物が、インターネットの掲示板にAさんの中傷する内容を書き込み、Aさんは苦痛を感じた。

エ パニックを起こして暴れた同じクラスのBさんの手が、たまたまAさんに当たり、Aさんは苦痛を感じた。

オ 自分の思い通りにならないと急に大きな声を出す同じクラスのCさんの行為に対して、Aさんは「怖い」と担任に伝えた。

学 校及び学校の教職員の責務

- いじめ防止対策推進法の第8条に「学校及び学校の教職員の責務」が示されています。内容を確認しましょう。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。



※ 以下の内容を確認し、（ ）内に適切な語句を記入しましょう。

□いじめの認知

学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ（①_____）に対処する責務があることから、担任など一部の教職員だけで対応はせず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、いじめを認知した上で対応を協議することが必要である。

□関係者との連携

児童生徒の（②_____）、地域住民、児童相談所その他の関係者との（③_____）が法的に求められており、速やかに情報共有を行い対処することが必要である。

まとめ

- 教職員の対応として、適切なもの全てに「○」を付けましょう。

- ア 保護者からいじめについての相談があるとの申出があったため、いじめ対策組織に報告の上、速やかに面接の機会を設定した。
- イ 生徒は「大丈夫」と話していたが、いじめを受けていると思われるため、学校いじめ対策組織に報告して対応を協議した。
- ウ いじめと思われる行為を確認したが、確信を持てなかったため、学校いじめ対策組織には報告せず、しばらく様子を見ることとした。

学 校におけるいじめの早期発見

- いじめ防止対策推進法の第16条に、「いじめの早期発見のための措置」が示されています。内容を確認しましょう。

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。



※ 以下の内容を確認し、（...）内に適切な語句を記入しましょう。

- 「いじめ」はどの児童生徒にも起こりうるものであり、どの児童生徒も（①.....）者にも（②.....）者にもなりうるという事実を踏まえておくことが大切である。
- 「いじめ」の早期発見のためには、定期的な（③.....）調査だけでなく、日常的に児童生徒の様子や会話等を把握したり、児童生徒一人一人との（④.....）を実施したりすることも必要である。
- いじめられている児童生徒から事実関係の聴取を行う際には、自尊感情を高めるよう留意するとともに、個人情報の取扱い等、（⑤.....）には十分に留意する。

まとめ

- いじめに関する学校の対応について、適切なもの全てに「○」を付けましょう。

- ア いじめに係る相談の連絡先については、各学校のホームページに掲載されていればそれ以外の手段で伝える必要は特にない。
- イ 児童生徒からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった際には、直ちに情報を学校いじめ対策組織に報告する必要がある。
- ウ いじめの早期発見のためには、定期的なアンケート調査や個別面談を実施していれば十分である。

学 校におけるいじめの防止等の対策の組織

- いじめ防止対策推進法の第22条に「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」が示されています。内容を確認しましょう。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



※ 以下の内容を確認し、（_____）内に適切な語句を記入しましょう。

児童生徒や保護者等から、いじめの疑いやいじめ事案の訴え等があった場合には、担任や学年団だけで対応せず、速やかに学校いじめ対策組織に通報し、（①_____）的な対応を行うことが求められている。

いじめの未然防止や早期発見の取組、いじめの（②_____）、調査、対応、いじめの（③_____）の判断等については、全て学校いじめ対策組織で行う。

いじめ事案発生時のみならず、平時より学校いじめ対策組織が**実効的**に機能しているかが大切である。学校いじめ対策組織を**定期的**に開催し、児童生徒の情報共有を図るなどし、未然防止や早期発見に資する取組も**組織的**に行う。

まとめ

- 学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織について、適切なもの全てに「○」を付けましょう。

ア いじめの疑いを把握した際の対応だけでなく、アンケート調査や個別面談についても、学校いじめ対策組織の活動の一つとして実施している。

イ 軽微ないじめ事案については、学年主任の判断により学校いじめ対策組織には報告せず、学年で事実関係を確認し、担任及び学年主任が指導している。

ウ 運営委員会終了後に学校いじめ対策組織を開催し、いじめ事案が発生していなくても生徒の情報交換等を行っている。

エ 生徒指導主事を中心に運営しており、事案の状況によっては、管理職には報告せず生徒指導主事の判断で対応するケースもある。

オ いじめの疑いを把握した際、迅速に対応するため、校長の判断により、出席できる委員で委員会を開くようにしている。

いじめに対する措置

- いじめ防止対策推進法の第23条に「いじめに対する措置」が示されています。内容を確認しましょう。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、**速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる**とともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、**いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う**ものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、**いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる**ものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。



※ 以下の内容を確認し、次の（ ）内に当てはまる語句を下のア～オから選びましょう。

□いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びや(①.....)を装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、「いじめではないか」との疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり(②.....)したりすることなく、いじめを積極的に(③.....)する。

(ア 認知 イ 軽視 ウ 重視 エ けんか オ ふざけあい)

□いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、特定の(①.....)で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、(②.....)とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の(③.....)の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

(ア 毅然 イ 身体 ウ 教職員 エ 保護者 オ 人格)

□いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられた児童生徒にも(①.....)があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、(②.....)を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。また、家庭訪問等により、その日のうちに(③.....)に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して(④.....)ことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

(ア 内密 イ 自尊感情 ウ 守り通す エ 保護者 オ 責任)



○ いじめに関する学校の対応について、適切なもの全てに「○」を付けましょう。

ア クラスの複数の生徒が、プロレスごっこをしていたのを見つけた担任は、やられ役になっていた生徒に「大丈夫か」と聞いたら「大丈夫です」と答えたので、特段の対応を行わなかった。

イ 生徒から担任にいじめの訴えがあり、担任が関係する生徒に事情聴取を行ったところ、生徒が「ふざけ合っただけである。」と主張したので、担任は学校いじめ対策組織に報告しなかった。

ウ 被害生徒が加害生徒を絶対に許さないと言っているので、学校は、加害生徒に退学を勧めた。

エ いじめられた生徒の保護者に、その日のうちに、いじめの概要、児童生徒を徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝えた。

重 大事態への対処

- いじめ防止対策推進法の第28条に「学校の設置者又はその設置する学校による対処」が示されています。（ ）内に当てはまる語句を記入しましょう。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。



※ 以下の内容を確認し、（ ）内に適切な語句を記入しましょう。

- 「いじめにより」とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項の各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が、当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

- いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が（①_____）を企図した場合
- （②_____）に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間（③_____）日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して（④_____）しているような場合には、**上記目安にかかわらず**、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に（⑤_____）に着手することが必要である。

【次頁へ続く】



- 重大事態に関する学校等の対応について、適切なもの全てに「○」を付けましょう。
- ア 重大事態は、事実関係が全て確定した段階で重大事態としての調査・対応を開始する。
 - イ 重大事態が発生した場合、学校の設置者を通して、地方公共団体の長（県立学校は知事）へ重大事態が発生した旨を報告する義務がある。
 - ウ いじめによる欠席が疑われた際は、速やかに学校いじめ対策組織に報告するとともに、欠席当初から家庭訪問を行う等、保護者と連携し、きめ細かな対応を行う。